ヲ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

三　難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条の特定医療費の支給の調整に関する事務　当該支給を受ける患者又はその保護者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

［号の細分を削る。］

ロ‖［略］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

ハ‖［略］

ニ‖［略］

四　［略］

附　則

（施行期日）

1　この命令は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2‖（日本年金機構に係る経過措置）

日本年金機構は、この命令の規定にかかわらず、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において法附則第三条の二第二項に規定する政令で定める日までの間においては、法第十九条第七号の情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号の条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二表

改正後	改正前
第十条の二　法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　児童福祉法第二十一条の五の二十九の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務　当該医療費の支給に係る障害児に係る次に掲げる情報 ［イ～チ　略］ 二　児童福祉法第二十一条の五の三十一の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務　当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報	**第十条の二**　法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　児童福祉法第二十一条の五の二十八の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務　当該医療費の支給に係る障害児に係る次に掲げる情報 ［イ～チ　同上］ 二　児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務　当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第一表中第二十二条に係る改正規定は平成二十九年七月二十六日から、第二表に係る改正規定は地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第二号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第一項第二号、第四条第一項第二号及び第四号、第二項、第三項、第五項第五号並びに第十一項、第六条の五並びに第十条第二号の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十八条第二項ただし書及び第四項、同条第七項において準用する同法第二十七条第十一項並びに同法第六十八条第二項並びに同令第四条の三第五項の規定を実施するため、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理　国務大臣　鶴保　庸介
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一